

ルーマニア

商標法

1998 年法律 No. 84 第 1 部にて再公布

2014 年 5 月 8 日官報 No. 337

目次

第 I 章 総則

第 1 条

第 2 条

第 3 条

第 II 章 商標保護

第 4 条

第 5 条

第 6 条

第 7 条

第 III 章 商標登録出願

第 8 条

第 9 条

第 10 条

第 11 条

第 12 条

第 13 条

第 14 条

第 15 条

第 IV 章 商標登録手続

第 16 条

第 17 条

第 18 条

第 19 条

第 20 条

第 21 条

第 22 条

第 23 条

第 24 条

第 25 条

第 26 条

第 27 条

第 28 条

第 29 条

第 V 章 商標登録の存続期間，更新及び補正

第 30 条

第 31 条

第 32 条

第 33 条

第 34 条

第 35 条

第 VI 章 商標により付与される権利

第 36 条

第 37 条

第 38 条

第 39 条

第 VII 章 商標権の移転

第 40 条

第 41 条

第 42 条

第 43 条

第 44 条

第 VIII 章 商標権の喪失

第 45 条

第 46 条

第 47 条

第 48 条

第 49 条

第 IX 章 団体商標

第 50 条

第 51 条

第 52 条

第 53 条

第 54 条

第 55 条

第 X 章 証明標章

第 56 条

第 57 条
第 58 条
第 59 条
第 60 条
第 61 条
第 62 条
第 63 条

第 XI 章 商標の国際登録

第 64 条
第 65 条

第 XII 章 共同体商標

第 66 条
第 67 条
第 68 条
第 69 条
第 70 条
第 71 条

第 XIII 章 地理的表示

第 72 条
第 73 条
第 74 条
第 75 条
第 76 条
第 77 条
第 78 条
第 79 条
第 80 条
第 81 条
第 82 条
第 83 条
第 84 条
第 85 条

第 XIV 章 商標及び地理的表示の権利防御

第 86 条
第 87 条
第 88 条
第 89 条

第 90 条
第 91 条
第 92 条
第 93 条
第 94 条
第 95 条

第 XV 章 国家発明商標庁の任務

第 96 条
第 97 条

第 XVI 章 経過及び最終規定

第 98 条
第 99 条

第 I 章 総則

第 1 条

- (1) 商標権及び地理的表示権は本法の規定に従ってルーマニアの領域で認められ保護される。
- (2) 本法は、商品及びサービスについて、共同体及び国際保護の結果としてルーマニアにおける登録又は登録出願の主題である個々の商標、団体商標又は証明商標としての商標並びに地理的表示に適用される。
- (3) ルーマニア領域外に居所又は営業所を有する外国の自然人又は法人も、ルーマニアを加盟国とする、商標及び地理的表示に関する国際条約に従って、本法規定を享受する。

第 2 条

商標は、人名を含む語句、意匠、文字、数字、図形要素、立体形状並びに特に商品又はその包装の形状、色彩、色彩の組合せ、ホログラム、音響信号及びこれらの何れかの組合せなど、図柄で表示することができる標識から構成することができる。ただし、これらの標識が 1 企業の商品又はサービスを他の企業の商品又はサービスから識別できることを条件とする。

第 3 条

本法の適用上、次の用語及び表現は次のとおり意味する。

- (a) 商標登録—本法又はルーマニアを加盟国とする国際協定及び条約に基づいて商標権を取得する方法である。
- (b) 先の商標—登録された商標及び商標登録簿に登録するために出願された商標であって、後日に登録されるものである。
- (c) 共同体商標—2009 年 3 月 24 日の欧州連合公報 L78 に公布された共同体商標に関する理事会規則(EC)No. 207/2009(以下「共同体商標規則」という)に基づいて登録された商標である。
- (d) 周知商標—それが適用される商品又はサービスに関する分野の公衆に周知である商標をいい、異議申立てできるためにはルーマニアにおいて登録又は使用されている必要はない。
- (e) 団体商標—組合の構成員の商品又はサービスを他人の商品又はサービスから識別するのに役立つ標章である。
- (f) 証明標章—それが使用される商品又はサービスが、商品の品質、原材料、製造方法若しくはサービス提供の方法、正確さ又はその他の特徴について、当該所有者により証明されていることを表示する標章である。
- (g) 地理的表示—一定の品質、評判その他の特定の特徴が実質的にその原産地に由来するものである場合に、国、地方又は国の地域を産地とする製品を明らかにするために役立つ名称である。
- (h) 出願人—その者の名称で商標登録出願がなされる者である。
- (i) 所有者—その者の名称で商標登録簿に商標が登録される者であって、自然人又は公法若しくは私法に基づいて設定された法人である。
- (j) 職業代理人(以下「代理人」という)—工業所有権弁護士であって、国家発明商標庁(以下「OSIM」という)での手続において代理資格を有する者でもある。
- (k) 商標登録簿—ルーマニアにおいて登録された商標及び当該登録に関して記録されたすべてのデータを含む、OSIM によって維持されるデータベースであって、これは当該データが保

管される媒体の何れかを問わない。

(l) 地理的表示登録簿－ルーマニアにおいて登録された地理的表示及び当該登録に関して記録されたすべてのデータを含む、OSIMによって維持されるデータベースであって、これは当該データが保管される媒体の何れかを問わない。

(m) パリ条約－1883年3月20日パリで締結された工業所有権の保護に関するパリ条約であって、改正及び修正され、1968年命令No. 1177によりルーマニアによって批准され、1969年1月6日の公報No. 1において公布されたものである。

(n) パリ同盟国－パリ条約の適用国であって工業所有権保護同盟の構成国である。

(o) マドリッド協定－標章の国際登録に関する1891年4月14日のマドリッド協定であって、1967年7月14日にストックホルムで修正され、1968年命令No. 1176によりルーマニアによって批准され、1969年1月6日の公報No. 1において公布されたものである。

(p) マドリッド議定書－標章の国際登録に関するマドリッド協定に係る1989年6月27日の議定書であって、1998年法律No. 5によりルーマニアによって批准され、1998年1月15日のルーマニア官報No. 11の第1部において公布されたものである。

(q) 共同体商標規則－共同体商標に関する2009年2月26日の理事会規則(EC)No. 207/2009であって、2009年3月4日の欧州連合公報L78/1において公布されたものである。

(r) 企業－その法的性格又は財源を問わず経済活動に従事する事業体である。

第 II 章 商標保護

第 4 条

- (1) 商標権は、OSIM への登録により取得され保護される。
- (2) 共同体商標は、共同体商標規則の規定に従ってルーマニア領域において保護を享受する。

第 5 条

- (1) 登録は、次の絶対的理由によって、拒絶され又は登録されていた場合は取り消されたものとみなされる。
 - (a) 第 2 条の意味で商標を構成し得ない標識
 - (b) 識別性を欠く商標
 - (c) 現用言語において若しくは善意かつ確立した商慣習において、ありふれたものとなっている標識又は表示のみをもって構成された商標
 - (d) 商品の種類、品質、数量、用途、価格、原産地、生産時期、サービスの提供時期又は商品又はサービスのその他の特徴を、取引において指定するために役立つ標識若しくは表示のみをもって構成された商標
 - (e) 商品自体の性格から生じる又は技術的結果を得るのに必要である若しくは商品に実質的価値を付与する製品の形状のみをもって構成された商標
 - (f) 商品又はサービスの原産地、品質又は性質について、公衆を誤解させる虞のある商標
 - (g) 地理的表示を含む又は地理的表示から構成される商標であって、指定された領域を原産地としない商品に関して、当該表示の使用が真の原産地について公衆を誤解させる虞のあるもの
 - (h) 表示された場所を原産地とせず又はそのような表示から成るぶどう酒又は蒸留酒を特定する地理的表示から構成される商標
 - (i) 公序良俗又は道徳律に反する商標
 - (j) ルーマニアにおける著名人の肖像又は姓を含む商標であって、所有者の同意のないもの
 - (k) 同盟国に帰属しパリ条約第 6 条の 3 に規定された紋章、旗章、国章、標識、監督保証用公印、家紋の複製又は模倣を含む商標であって、管轄当局の許可のないもの
 - (1) パリ条約第 6 条の 3 に規定され、1 又は複数の同盟国が加盟している国際政府間機関に属する紋章、旗章、その他の記章、略称、イニシャル又は名称の複製又は模倣を含む商標であって、管轄当局の許可のないもの
 - (m) 高度の象徴的価値の標識、特に宗教的象徴を含む商標
 - (n) パリ条約第 6 条の 3 の対象外のバッジ、記章、家紋又は盾形紋章を含む商標であって、管轄当局の許可のないもの
- (2) (1) (b) から (d) までの規定は、標章の登録出願日前において、その使用の理由によって、当該標章に識別性が備わった場合は、適用されない。

第 6 条

第 5 条(1)に規定する理由のほか、次の相対的理由によっても、商標の登録は、拒絶又は(場合により)取り消される。

- (a) 商標が、先の商標と同一であって、登録出願の又は商標の登録対象である商品及びサー

ビスが、先の商標の保護の対象である商品及びサービスと同一である場合

(b) 先の商標との同一性又は類似性のために、かつ2商標の対象である商品又はサービスの同一性又は類似性のために、公衆における先の商標との混同又は連想の虞がある場合

(2) (1)の意味で、先の商標とは、当該商標の登録出願日又は(場合により)それに関して主張される優先日より早い登録出願日を有する商標であって次の分野に含まれるものを意味する。

(a) 共同体商標

(b) ルーマニアで登録された商標

(c) 国際協定に基づいて登録された商標であってルーマニアで効力を有するもの

(d) 失効したもの又は放棄されたものを含み、(b)又は(c)の対象である商標に関して、共同体商標規則の規定に従って適正に先順位が主張される共同体商標

(e) 後にする登録の条件に基づいての、(a)から(d)までの対象である商標の登録出願

(f) 商標の登録出願日に又は(場合により)主張された優先日に、パリ条約第6条の2の意味でルーマニアにおいて周知である商標

(3) 商標が(2)の意味で先の共同体商標と同一又は類似であって、先の共同体商標の登録対象である商品及びサービスと類似しない商品及びサービスについて登録を意図された又は既に登録された場合であって、先の共同体商標が欧州連合において名声を有しており、後の商標の使用によって先の共同体商標の識別性又は名声からの不公正な利益が得られる場合にも、商標の登録は、拒絶され又は登録されている場合は取り消される。

(4) 商標の登録は、次の場合にも拒絶され又は登録されている場合は取り消される。

(a) 商標が(2)の意味でルーマニアにおいて登録された先の商標と同一又は類似であり、先の商標の登録対象である商品及びサービスと類似しない商品及びサービスについて登録を意図されている又は既に登録された場合であって、先の商標がルーマニアにおいて名声を有しており、後の商標の使用によって先の商標の識別性又は名声からの不公正な利益が得られる又はそのような使用が先の商標の識別性又は名声を妨げる筈である場合

(b) 無登録商標又は商業活動で使用された別の標識から生じた権利が、後の商標の登録出願日より前に又は後の商標の登録出願によって主張される優先日より前に、取得された場合であって、その無登録商標又は使用された標識が、その所有者に後の商標の使用を禁止する権利を与える場合

(c) (2)(d)の対象外の先の権利、特に名称、肖像、著作権、工業所有権についての権利がある場合

(d) 商標が、出願日の最長3年前に満了した権利を付与する先の団体商標と同一又は類似である場合

(e) 商標が、出願日の最長10年前にその効力が失効した先の証明商標と同一又は類似する場合

(f) 商標が、出願日の最長2年前に更新しなかったことにより満了した権利を付与する、同一又は類似の商品又はサービスについて登録された先の商標と同一又は類似である場合。ただしこれは、先の商標の所有者が後の商標の登録について許可を与えていた又は商標を使用していなかった場合である。

(g) 商標と外国で使用されかつそこでの使用が継続される商標との間に、混同の虞がある場合であって、出願が出願人によって悪意でなされた場合

(5) 更に、商標の所有者の代理人によって自己の名義で商標所有者の許可なく登録出願され

た場合は、商標の登録は拒絶される。ただし、当該代理人がそのような登録を出願する権利を有することを証明できる場合は、この限りでない。

(6) 商標登録は、先の商標又は先の権利の所有者が後の商標の登録を承諾する場合は、拒絶又は(場合により)取り消すことはできない。

(7) 商標登録は、パリ条約第6条の7に規定された条件に基づいて拒絶又は(場合により)取り消すことができる。

第7条

商標登録が請求される商品又はサービスの性質は、その商標登録を妨げるものであってはならない。

第 III 章 商標登録出願

第 8 条

商標権は、法律に規定された条件に基づいて商標の登録出願を最初になした出願人に帰属する。

第 9 条

(1) ルーマニア語で作成され、(2)に規定する詳細を含み、OSIM に提出された商標登録出願は、正規の商標出願を構成する。

(2) 商標登録出願は、次のものを含まなければならない。

(a) 商標登録の明示的請求

(b) 出願人及び該当する場合は代理人を特定する情報

(c) 登録出願する商標の十分に明瞭な図示

(d) 商標登録出願する商品又はサービスの一覧

(e) 商標登録出願及び公告の手数料納付の証明

(3) 商標が次の場合は、出願はその明示的表示を含まなければならない。

(a) 商標の識別性ある要素として主張される 1 又は複数の色彩を含む場合

(b) 立体商標であるか又は語句若しくは図柄以外の種類の商標である場合

(c) 商標又はその要素の翻字又は翻訳を含む場合

(4) 出願は、1 の商標のみに係わるもので、本法の施行規則に規定された条件に基づいて提出されなければならない。

(5) マドリッド協定又はその議定書に基づいて提出された登録出願は、当該協定に定められた条件を遵守しなければならない。

(6) 商標登録出願は、本法の施行規則に規定された条件に基づいて、郵送で又は電子的に、OSIM 登録部門に提出することができる。

第 10 条

(1) 正規の出願日は、第 9 条(1)にいうすべての要素を含む商標登録出願が OSIM になされた日である。

(2) 商標登録出願がパリ同盟の他の加盟国又は世界貿易機関加盟国で最初に正規になされた場合は、出願人は、ルーマニアにおける同一商標の登録出願によって当該最初の出願日を主張することができる。ただし、これは後者の出願が、最初の出願日から 6 月以内に OSIM になされる場合に限る。

第 11 条

(1) 出願人が、1928 年 11 月 22 日にパリで締結されルーマニアにより 1930 年法律 No. 246 によって批准され、1972 年 11 月 30 日に改正された国際博覧会に関する条約の意味内での、ルーマニア領域又は他のパリ条約加盟国で開催された公式の又は公認の国際博覧会で、一定の商標に基づいて一定の商品及びサービスを展示した場合であって、商品及びサービスが展示された商標の登録出願が、最初の展示日から 6 月以内に OSIM になされた場合は、出願人は、当該商品の博覧会における発表日から優先権を享受することができる。

(2) (1)にいう6月の期間は、第10条(2)にいう優先期間を延長するものではない。

第12条

(1) 第10条及び第11条にいう優先権は、商標登録出願時に主張されなければならないが、これは、優先権書類によって裏付けられ所定の手数料の納付を伴わなければならない。

(2) 優先権書類の提出及び所定手数料の納付は、商標登録出願日から最長3月以内になされなければならない。

(3) (2)にいう期限の不遵守は、優先権主張の不認定をもたらす。

第13条

(1) 商標登録は、法律及びその施行規則に規定された条件に基づいて、直接に又は代理人を介して、何人によっても単独で又は共同で出願することができる。

(2) 欧州連合又は欧州経済地域に住所、営業所又は実際の有効な商工施設を有さない出願人は、代理人によって代理されなければならない。ただし、商標登録出願の手続はこの限りでない。

第14条

商標登録出願人は、OSIM への出願日から3月以内に法定金額による出願及び審査手数料の納付証明を伝達しなければならない。

第15条

(1) 複数の商品又はサービスに関する商標登録出願人は、所定の手数料の納付をもって、原出願を2以上の出願に分割するよう OSIM に請求することができ、商品又はサービスを分割出願に配分することができる。

(2) 分割出願は、原出願の出願日を維持し、該当する場合は、第10条(2)又は第11条(1)に従って取得される優先権を享受する。

(3) 出願人は、OSIM による商標審査手続の間であって登録についての決定までの期間及び OSIM の審判部に対する手続期間又は商標登録の決定に対する審判請求の他の手続期間において、原出願の分割を請求することができる。

(4) 出願人は、原出願分割のために OSIM により請求される書類を提出し、所定の手数料を分割請求日から3月以内に納付するよう要求される。これを不遵守の場合は、OSIM は、出願人が原出願の分割を放棄したものとみなす。

第 IV 章 商標登録手続

第 16 条

(1) OSIM は、商標登録出願の受領日から 1 月以内に第 9 条(1)に規定された条件が遵守されているか否かを審査し、それが遵守されている場合は、出願日を付与する。

(2) 出願が、第 9 条(1)に規定された条件を満たさない場合は、OSIM は、出願の不備を出願人に通知し、その訂正のために 3 月の期間を与える。出願人が OSIM により通知された不備を所定期限内に訂正する場合は、出願日は、第 9 条(1)に従って登録出願が訂正された日である。そうでない場合は、出願は拒絶される。

(3) 出願及び審査手数料が、第 14 条に規定する期限内に納付されない場合は、OSIM は、正当な理由があれば更に 2 月の期間を与えることができる。

(4) 手数料が所定期限内に不納付の場合は、出願人は商標登録を放棄したものとみなされ、出願は拒絶される。

第 17 条

出願日を付与された商標登録出願は、本法の施行規則に規定される条件に基づいて出願日から 7 日以内に電子的に公告される。

第 18 条

第 17 条による商標登録出願の公告日から 2 月の期限内に、利害関係人は、第 5 条に基づく拒絶の絶対的理由により商標登録に異議申立することができる。

第 19 条

(1) 第 17 条による商標登録出願の公告日から 2 月の期限内に、利害関係人は、第 6 条に基づく拒絶の相対的理由により商標登録に異議申立することができる。

(2) 異議申立は、理由を付し法定手数料の納付を伴って書面でなされなければならない。

(3) 出願人の請求によって、異議申立した商標所有者は次のことを OSIM に証明することができる。

(a) 異議申立された商標の公告日に先立つ 5 年の期間、先の商標が登録対象の商品及びサービスに関してルーマニア領域で有効に使用されていたこと

(b) 対抗している商標の不使用についての正当な理由があること

(4) 所定の異議申立手数料が不納付の場合は、異議申立はなされなかったものとみなされる。

第 20 条

(1) OSIM は、なされた異議申立について、異議申立人の名称及び商標登録に異議申立する理由を表示して商標登録出願人に直ちに通知しなければならない。

(2) 異議申立の通知後 30 日以内に、出願人は意見を提出することができる。

(3) 次の場合は、異議申立の解決が次のとおり中断される。

(a) 商標登録出願に基づく場合は、その登録まで

(b) 異議申立された商標が、取消又は撤回手続の対象である場合は、事案の最終解決まで

(4) 中断の間に、出願人又は異議申立人は、中断理由が存在しなくなった場合は何時でも、

異議申立の処理を再開するよう請求することができる。

第 21 条

(1) 商標登録についてなされた公告された異議申立は、本法の施行規則に基づいて OSIM の商標及び地理的表示部内の審判部によって処理される。

(2) 審判部は、実体審査において考慮に入れられるべき異議申立の認容又は却下を通知する。

第 22 条

(1) OSIM は、公告後 6 月の期限内に所定の出願及び審査手数料の納付を条件として、商標登録出願の実体審査をし、全体的又は部分的に商標登録を認容するか又は登録を拒絶する決定をする。

(3) OSIM は、次のとおり審査する。

(a) 第 3 条(h)又は場合により(j)に基づく出願人の資格

(b) 出願に優先権が主張されている場合は、第 12 条(1)及び(2)に規定された条件

(c) 第 5 条(1)に規定された拒絶の理由及び該当する場合は提出された意見

(4) 第 6 条に規定された拒絶理由により商標登録出願に関して異議申立がなされた場合は、第 21 条(1)にいう審判部の通知は、実体審査のために必須となる。

(5) (1)及び(2)に規定された期限が守れない場合は、OSIM は収納した手数料を返金する。

第 23 条

(1) 商標の必須でない要素が識別性を欠く場合において当該要素が商標保護の範囲について疑義を生じ得る場合は、OSIM は、出願人が通知日から 2 月以内に当該要素に関する排他的権利を放棄する旨の陳述をするよう請求する。この陳述は、登録商標とともに公告される。

(2) (1)に規定する陳述を欠く場合は、商標登録出願は拒絶される。

第 24 条

(1) 周知商標に関する拒絶理由の審査は、次のような一定の基準に基づかなければならない。

(a) ルーマニアにおける周知商標の当初からの又は取得された識別性の程度

(b) 登録出願にいう商品及びサービスに関するルーマニアにおける周知商標使用の期間及び範囲

(c) ルーマニアにおける周知商標広告の期間及び範囲

(d) ルーマニアにおける周知商標使用の地理的範囲

(e) ルーマニア市場での周知商標の当該分野の公衆による認識度

(f) 自己の標章が周知であると主張する以外の者に帰属する同一又は類似の商品又はサービスについての同一又は類似の商標の存在

(2) (1)に規定する基準に従う拒絶理由の審査において、OSIM は、政府機関、公共機関及び私的法人に、ルーマニアにおける商標の著名度を証明する文献を請求することができる。

第 25 条

第 6 条にいう拒絶理由が、商標登録出願の対象である商品及びサービスの一定のものだけに適用される場合は、登録は、当該商品及びサービスのみについて拒絶される。

第 26 条

(1) 第 22 条及び第 24 条の規定に従ってなされた出願審査が、法律に規定された条件が満たされていることを証明した場合は、OSIM は、商標登録を決定する。商標は、登録決定日から 2 月以内に電子方式で、工業所有権公報に公告され、OSIM は、公告及び交付手数料の納付を得た上で、商標登録証を交付する。

(2) 出願が商標登録条件を満たさない場合は、OSIM は出願人にその旨を通知し、出願人が自己の意見を提出するか又はその出願を取り下げるかするための 3 月の期間を与える。当該期間は、出願人の所定の手数料の納付を伴う請求によりもう 3 月延長することができる。

(3) (2)にいう期間の満了により、OSIM は、商標登録、出願拒絶又は出願取下通知を適宜決定する。

第 27 条

(1) 出願人は、いつでも、登録出願を取り下げること又は商品若しくはサービスの一覧を限定することができる。商標が既に公告されていた場合は、取下又は限定は工業所有権公報に公告するものとする。

(2) 商標登録出願は、出願人の請求により、出願人の名称若しくは住所の訂正、商標に本質的な影響を与えない又は商品若しくはサービスの一覧を拡大しないその他の訂正のみに限り補正することができる。

(3) 出願人により登録前に請求される訂正であって、商標又は商品若しくはサービスの一覧に本質的な影響を与えるものは、新たな商標登録出願の対象とする。

第 28 条

登録の手段中に、OSIM は、商標登録出願の要素の正確さ又は内容について疑義を有する場合は、出願人に対し、OSIM が必要とみなす説明及び書類の提出を請求することができる。

第 29 条

(1) OSIM は、決定がなされた商標を遅滞なく商標登録簿に登録する。

(2) 商標登録簿への商標登録の記録は、法定手数料の納付を条件とする。

(3) 商標登録簿への登録の記入後、OSIM は商標登録証を交付する。

(4) 商標登録簿は、公開性を有する。

第V章 商標登録の存続期間，更新及び補正

第30条

- (1) 商標登録は，商標の正規の出願日から効力を生じ10年間存続する。
- (2) 商標登録は各10年期間の終了時に所有者の請求により所定の手数料の納付をもって更新することができる。
- (3) 登録更新請求は，現行保護期間の満了前にすることができるが，当該期間満了前3月より早く行うことはできない。
- (4) 登録更新は，現行保護期間の満了直後の日から効力を発する。
- (5) 登録更新手数料の納付期限は，更新請求日とする。手数料は，所定の割増手数料の納付により保護期間の満了日後6月以内にも納付することができる。
- (6) 手数料が(5)に従って納付されない場合は，商標所有者の権利の喪失となる。

第31条

- (1) 商標登録更新請求には，次の事項を含まなければならない。
 - (a) 商標登録更新の明示的請求
 - (b) 所有者及び該当する場合は代理人の名称及び住所又は営業所を特定する詳細
 - (c) 商標登録簿における商標登録番号
 - (d) 商標登録出願の正規の出願日
- (2) 所有者が商標登録簿に記入の商品及びサービスの一部のみについて更新請求する場合は，所有者は，商標登録更新請求の対象である商品又はサービスの名称の陳述を求められる。

第32条

- (1) OSIMが商標登録更新についての本法に規定する条件が満たされていないことを確認した場合は，OSIMは所有者にその旨を通知し，所有者は通知受領後3月の期間内に答弁をしなければならない。所定の期限内に所有者が答弁しない場合は，商標更新請求は拒絶される。
- (2) 更新の請求人は，拒絶の決定に対し，第86条に規定する期間内にかつ同手続に従って審判請求することができる。

第33条

- (1) 商標登録の更新は，OSIMへの更新請求の提出日から3月以内に，商標登録簿に登録され，工業所有権公報に公告される。
- (2) 商標登録簿への更新の記録は，所定の手数料の納付を条件とする。
- (3) OSIMは，商標更新証明書を交付する。

第34条

- (1) 商標の保護期間内に，所有者は，OSIMに対し，所定手数料を納付して，商標の一定の要素に対する本質的でない修正を請求することができる。ただし，そのような修正が商標の識別性に影響を与えないことを条件とし，商品及びサービスの一覧は拡張することはできない。
- (2) OSIMは，(1)に従う修正を商標登録簿に登録し，修正された商標を公告する。

第 35 条

商標保護期間全体を通じて、所有者は、OSIM に対し、所定の手数料の納付により、所有者の名称、呼称、住所又は本拠について生じた変更を商標登録簿に登録するよう請求することができる。登録簿に登録された修正は、工業所有権公報に公告される。

第VI章 商標により付与される権利

第36条

- (1) 商標の登録は、その所有者に対して商標における排他的権利を付与する。
- (2) 商標所有者は、自己の同意のない第三者が次の標識を業として使用することを禁止するよう管轄権ある司法機関に対し請求することができる。
 - (a) 標識であって、商標登録の対象である商品又はサービスと同一の商品又はサービスに関して、商標と同一のもの
 - (b) 標識であって、それが商標と同一若しくは類似であるために、かつ当該標識が付される商品若しくはサービスが同一若しくは類似であるために、当該標識と商標の間の連想の虞を含めて、公衆の間に混同を生じる虞のあるもの
 - (c) 標識であって、商標登録の対象である商品又はサービスと類似しない商品又はサービスに関して、商標と同一又は類似であり、その商標がルーマニアにおいて著名度を獲得しており、当該標識の正当な理由のない使用が当該商標の識別性又は著名度から不公正な利益を得ることになるであろう標識
- (3) 所有者は、(2)の適用上、第三者による特に次の行為の実行を禁止するよう請求することができる。
 - (a) 商品又は包装に当該標識を付すこと
 - (b) 当該標識の下で、商品を販売申出し、販売し若しくはその目的で貯蔵又は当該標識の下で、サービスを販売申出し若しくは供給すること
 - (c) 当該標識の下で、商品を自由な流通、輸出入に供すること又は税関の保留若しくは有利な手続に若しくは税関規則に定義される他の税関手続に付すこと
 - (d) 営業書類又は広告に当該標識を使用すること

第37条

- (1) 商標登録出願人は、商標の公告後に限り、第36条(2)にいう禁止を請求することができる。
- (2) 商標公告の後に犯された(1)にいう行為については、出願人は民法に基づいて損害賠償を請求することができる。損害賠償の支払を命じる決定は、商標登録日後に限り執行することができる。
- (3) 登録出願が拒絶された場合は、出願人は損害賠償に対する権原を有さない。

第38条

- (1) 所有者自身により又はその同意を得て当該商標に基づいて欧州連合及び欧州経済地域で市場に出された商品に関しては、商標権は消滅し、所有者はその使用を他人に禁止する権原を有さない。
- (2) 所有者にとって商品の更なる市場化に異議申立する法律上の理由がある場合、特に商品が市場に出された後に商品の条件が変更され又は損傷している場合は、(1)の規定は適用されない。

第39条

(1) 商標所有者は、次のものを第三者が業として使用することを禁止するよう請求することはできない。

(a) 所有者の名称／呼称又は住所／本拠

(b) 当該商標に基づく商品の種類、品質、用途、価格、原産地、生産時期、サービスの提供時期又は商品又はサービスのその他の特徴に関する表示

(c) 商品又はサービス、特に付属品又は予備部品の用途を表示するために必要な場合の商標

(2) (1)の規定は、(a)から(c)までにいう要素が商工事項における善意の慣行に従って使用されることを条件として適用される。

第 VII 章 商標権の移転

第 40 条

- (1) 商標権は、譲渡、ライセンス又は相続によって移転することができる。
- (2) 法律に従ってなされる商標権者に対する強制執行も権利の移転とみなされる。
- (3) 紛争下の商標に関する権利移転の記録は、それに関する最終判決の日まで中断される。

第 41 条

- (1) 商標権は、商標が一体化されている事業の移転とは独立して移転することができる。譲渡は書面で契約当事者双方の署名により行い、そうでなければ無効とする。
- (2) 商標権の譲渡は、商標登録の対象である商品又はサービスのすべて又はその一部について行うことができる。譲渡は、一部の場合でも、それが適用される商品又はサービスについての商標の使用を特定の領域に制限することはできない。
- (3) 商標所有者の家産のすべての移転は、商標権の移転を含む。所有者の家産の一定の要素の移転は、その者の商標権の所有者としての資格に影響を及ぼすものではない。
- (4) 同一の所有者に属する同一又は類似の商標であって、同一又は類似の商品又はサービスに使用されるものは、全体としてかつ唯一の者に対してのみ譲渡することができ、そうでなければ譲渡証書は無効となる。

第 42 条

- (1) 譲渡の登録請求は、商標所有権の変更を証する書類を伴うものとする。
- (2) OSIM は、商標登録の対象である商品又はサービスの性質、品質又は原産地について公衆を誤解させることが明らかな場合は、譲渡を登録簿に登録しない。ただし、譲受人が商標の移転を、誤解の虞のない商品及びサービスに制限することを認める場合は別とする。
- (3) 関係人の請求により、所定手数料の納付をもって、OSIM は商標登録簿に譲渡を登録し、工業所有権公報に公告する。譲渡は、公告日から第三者に対して援用することができる。

第 43 条

- (1) 商標所有者は、ライセンス契約に基づいて、ルーマニア全領域又はその一部において、商標登録の対象である商品又はサービスの全体又は一部について、第三者に商標の使用を許可することができる。ライセンスは、排他的又は非排他的とすることができる。
- (2) 商標所有者は、その期間、商標の形態及びライセンスの付与対象である商品若しくはサービスの内容、商標が使用できる領域、ライセンスの付与対象である商標に基づいてライセンスが製造した製品又は提供したサービスの質について、ライセンス契約の規定に違反するライセンスに対して商標により付与される権利を援用することができる。
- (3) 商標ライセンス契約期間中、ライセンスは、次のとおり求められる。
 - (a) 商標が付される商品について、ライセンス契約の主題である商標のみを使用すること。ただ、当該商品に自己がその製造者である旨を表示する標識を付すことは自由である。
 - (b) 契約に従い、ライセンスの主題である商品に付す標章に「・・・のライセンスに基づく」の文言を付記すること
- (4) ライセンスは、所定手数料の納付により商標登録簿に登録し工業所有権公報に公告する。

ライセンスは、その公告日から第三者に対して援用することができる。

第44条

(1) ライセンシーは、ライセンス契約に別段の規定がない限り、商標所有者の同意なく侵害手続を提起することができない。

(2) 排他的ライセンスの所有者は、自己に判明した侵害行為を商標所有者に通知した後に、商標所有者がライセンシーの要求する期限内に訴訟を提起しなかった場合は、侵害手続を提起することができる。

(3) 侵害手続が所有者により提起された場合は、何れのライセンシーも商標侵害により生じた損害に対する補償を請求するために手続に参加することができる。

(4) OSIMにライセンスを登録しないことは、次に影響を及ぼすものではない。

(a) ライセンスの主題である商標登録の有効性又は商標ライセンスの保護

(b) ライセンスの主題である商標の侵害の結果、所有者によって提起された侵害手続への参加又は当該手続内の損害賠償金の付与

(5) ライセンスの登録は、商標の取得、その効力の維持又はその権利の防御に関する手続内で、ライセンシーによる商標使用が所有者による商標使用と同等であるとみなされるための条件ではない。

第 VIII 章 商標権の喪失

第 45 条

(1) 所有者は、商標登録の対象である商品又はサービスの全体又は一部について商標を放棄することができる。

(2) 商標の放棄は、商標所有者により又は所有者から授権された者により書面で OSIM に対して宣言され、商標権は、その商標が適用される商品及びサービスについて、商標登録簿における放棄の登録日から失効する。

(3) ライセンスが登録されている場合は、商標放棄は、商標所有者が自らライセンシーに商標放棄の意思を通知した旨を証明する場合に限り登録される。

第 46 条

(1) 関係人は、次の場合は、商標保護期間内のいつでも、ブカレスト裁判所に対し、商標により付与される権利の所有者の取消を申請することができる。

(a) 商標が、商標登録簿における登録日から継続する 5 年間、商標登録の対象である商品又はサービスについて、ルーマニア領域において、真正な使用の対象にされず又は当該使用が継続する 5 年間中断され、不使用の適切な理由がない場合

(b) 登録日後、商標が、所有者の行為又は無為の結果、商標登録の対象である商品又はサービスについて取引において一般名詞となった場合

(c) 登録日の後、商標所有者による使用又は所有者の同意を得た使用の結果、商標が、商標登録の対象である商品又はサービスの特に性格、品質、原産地について、公衆を誤解させる虞がある場合

(d) 商標が、第 3 条 (h) 及び (i) の求める資格を有していない者により登録された場合

(2) 次の使用は、商標の有効な使用とみなされる。

(a) 一定の観点で登録商標の形状と異なる形状による商標の使用であるが、その識別性を損なわないもの

(b) 商標所有者の管理を超える状況のために商標の使用が不可能であるもの。例えば、商標が適用される商品又はサービスに関する輸入制限又はその他の政府機関による規定

(c) 専ら輸出目的のための商品又はその包装に商標を付すこと

(d) 所有者の同意を得た第三者による又は団体標章若しくは証明標章を使用する権原を有する者による商標の使用であって、商標所有者自身による商標の使用とみなされるもの

(3) 所有者の権利は、(1) (a) にいう期間の満了と取消請求の提出までの間に商標が有効な使用に付されていた場合は、取り消されない。ただし、商標使用の開始又は再開が、裁判所に対する取消請求の提出前 3 月以内に行われた場合であって、所有者が取消請求提出の意思に気付いた後に初めて使用の開始又は再開の準備を行ったときは、商標の使用は考慮されない。

(4) 商標使用の立証責任は、商標所有者にあり、証明は何れの方法によっても提供することができる。

(5) 取消は、管轄裁判所への取消申請日から発効する。

(6) 商標は、商標登録簿から取り消され、その通知は工業所有権公報に公告される。

第 47 条

(1) 関係人は、ブカレスト裁判所に対し、次の何れの理由によっても、商標登録の取消を申請することができる。

(a) (5) (1)の規定に反して商標登録がなされた場合

(b) 第 6 条の規定に反して商標登録がなされた場合

(c) 登録出願が悪意でされていた場合

(d) 登録が個人の肖像権又は氏名を侵害する場合

(e) 登録が、保護された地理的表示、保護された意匠、その他の工業所有権又は著作権について取得された先の権利を侵害する場合

(2) (1) (c)にいう理由による取消手続は、商標保護期間のいつでも提起することができる。

(3) (1) (a), (b), (d)及び(e)に基づく理由の 1 による登録取消の請求期限は、商標登録日から 5 年とする。

(4) 登録取消は、先の商標が第 46 条(1)から(3)までに規定する条件を満たさない場合は、商標が先の商標に抵触する理由で申請することはできない。

(5) 先の商標が、商標登録の対象である商品又はサービスの一部のものに限り使用されている場合は、商標が使用されていない商品又はサービスに限り商標登録を取り消すことができる。

第 48 条

(1) 先の商標の所有者であって、後の登録商標の使用を継続する 5 年間黙認した者は、後の商標登録が悪意で出願されていた場合を除き、当該後の商標が使用された商品又はサービスについて後の商標の取消申請をすることはできず、当該後の商標の使用に異議申立することもできない。

(2) (1)にいう事案の場合は、後の登録商標の所有者は、先の商標が後の商標に対して援用できなくなっても、先の商標の使用に異議申立することはできない。

第 49 条

取消又は無効の 1 の理由が商標登録の対象である商品又はサービスの一部について適用される場合は、取消又は無効は、当該商品又はサービスに限り効力を有する。

第 IX 章 団体商標

第 50 条

- (1) 製造者、生産者、サービス提供者又は取引業者の組合は、団体商標の登録を OSIM に出願することができる。
- (2) 団体商標の登録出願人は、登録出願とともに又は OSIM により伝達される通知日から遅くとも 3 月以内に、団体商標使用規約を提出しなければならない。出願は第 9 条の規定を遵守しなければならない。
- (3) 団体商標使用規約において、出願人は、団体商標の使用を授権されている者、組合構成員の条件、標章使用の条件、組合構成員が当該標章の使用を禁止される理由及び組合により適用される制裁を明記しなければならない。
- (4) 団体商標使用規約は、組合構成員全員の同意のある場合に限り、所有者が団体標章を移転することができる旨を求めることができる。

第 51 条

- (1) 個別商標の登録出願の拒絶理由のほかに、次の場合に、団体商標登録出願は拒絶される。
 - (a) 出願人が、第 50 条(1)の求める資格を有さない場合
 - (b) 第 3 条(e)の要件が満たされない場合
 - (c) 標章使用規約が公序良俗に反する場合
- (2) 団体標章及びその使用規約の公告後、先の商標、周知商標、先の個人の肖像権若しくは名称権、保護された地理的表示、保護された意匠若しくは著作権の所有者又はその他の関係人は、第 19 条(1)に規定する期限内に団体標章の登録に対して OSIM に異議申立することができる。

第 52 条

- (1) 団体商標所有者は、標章使用規約の修正を OSIM に伝えなければならない。
- (2) 標章使用規約の修正は、商標登録簿における登録日からのみ効力を有する。修正された規約が第 50 条(3)に規定する条件を満たさない場合は、修正は登録簿に登録されない。

第 53 条

- (1) 関係人は、次の場合は、団体商標により付与される権利の取消を、標章保護期間のいつでも、ブカレスト裁判所に申請することができる。
 - (a) 商標登録簿への登録日から継続する 5 年間、商標登録の対象である商品又はサービスについて、標章が真正な使用の対象にされておらず、その不使用の適切な理由がない場合
 - (b) 所有者が規約に規定する以外の条件で標章を使用した場合又はそのような使用を防止する策を講じなかった場合
 - (c) 標章の使用によって標章が公衆を誤解させる虞が生じた場合

第 54 条

- (1) 関係人は、登録から 5 年の期間内に、第 47 条(1)(a)、(b)、(d)及び(e)に規定する理由の 1 により、団体商標登録の取消をブカレスト裁判所に申請することができる。

(2) 標章登録が悪意で出願されている場合又は標章が第 50 条(1)から(3)までの規定に反して登録されている場合は、関係人は標章保護期間のいつでもブカレスト裁判所へ登録の取消を申請することができる。

第 55 条

団体標章は、本法に別段の規定がない限り、個別商標に関する規定に従うことを条件とする。

第 X 章 証明標章

第 56 条

(1) 証明標章は、第 3 条(f)に規定する要素について商品又はサービスを管理する法定権限を有する法人により OSIM に登録することができる。

(2) 商品を製造し、輸入し若しくは販売する法人又はサービスを提供する法人であって、品質管理に責任を有さないものは、証明標章の登録出願をすることができない。

第 57 条

(1) 証明標章の登録出願人は、第 9 条に従って提出された登録出願と同時に又は OSIM により伝達された通知日から遅くとも 3 月以内に、次のものを提出しなければならない。

(a) 証明標章使用規約

(b) 証明活動の法的行使を証明する授権書若しくは書類又は場合により原産国における証明標章登録の証拠

(2) 当該規約は、標章使用を授権された者、標章により保証されるべき要素及び特徴、権限のある証明当局が当該特徴を証明し標章の使用を管理する態様、標章使用について納付する手数料及び紛争解決手続を明記しなければならない。

(3) 商品を供給し又はサービスを提供する自然人又は法人は、証明標章使用規約の規定を遵守することを条件として証明標章の使用を許可される。

(4) 証明標章の所有者は、標章使用規約により保証された共通の特徴を有する商品又はサービスについて標章を使用することを権原のある者に許可しなければならない。

第 58 条

個別商標の登録出願の拒絶理由のほか、証明標章登録出願は、第 3 条(f)、第 56 条及び第 57 条の規定を遵守しない場合にも拒絶される。

第 59 条

(1) 標章及び標章使用規約の公告後、先の商標、周知商標、先の個人の肖像権若しくは氏名、保護された地理的表示、保護された意匠若しくは著作権の所有者又はその他の利害関係人は、第 19 条(1)に規定する期限内に証明標章登録に対して OSIM に異議申立することができる。

(2) 証明標章の使用者が規約を遵守しない場合は、所有者は、標章使用の許可を撤回することができ又は規約に規定する他の制裁を適用することができる。

第 60 条

(1) 関係人は、次の場合は、登録日から 5 年以内に、証明標章登録の取消をブカレスト裁判所に申請することができる。

(a) 第 47 条(1)(a)、(b)、(d)又は(e)に基づく理由が適用される場合

(b) 標章が第 3 条(f)の規定に反して登録された場合

(2) 標章の登録が悪意で出願された又は標章が第 56 条及び第 57 条(1)から(3)までの規定に反して登録された場合は、関係人は、標章保護期間のいつでも、登録の取消をブカレスト裁判所に申請することができる。

第 61 条

- (1) 証明標章の権利は、標章を所有者する法人が移転することはできない。
- (2) 証明標章権の移転は、政府の決定により決められる。

第 62 条

証明標章が保護を停止される場合は、保護終了日から 10 年の満了前は登録出願の主題とすることも使用することもできない。

第 63 条

- (1) 証明標章は、本法に別段の規定がない限り、個別標章に関する規定に従うものとする。
- (2) 団体商標に適用される所定の手数料は、証明標章にも適用される。

第 XI 章 商標の国際登録

第 64 条

本法の規定は、マドリッド協定又はマドリッド協定議定書に別段の規定がない限り、これらの条約に基づいてなされ、ルーマニアに拡張された効力を及ぼす国際登録に適用される。

第 65 条

マドリッド協定に従って商標登録簿に登録された商標の国際登録出願又はマドリッド協定議定書に従って出願され又は商標登録簿に登録された国際登録出願は、所定の手数料の納付を受けて OSIM が審査しなければならない。

第 XII 章 共同体商標

第 66 条

共同体商標規則第 25 条(1)(b)に従って共同体商標出願が OSIM になされた場合は、OSIM は、出願が受領された日を登録し、審査をせずに、国内商標出願の場合の法定手数料の納付を条件として、出願を 2 週間以内に欧州共同体商標意匠庁へ転送する。

第 67 条

共同体商標出願又は共同体商標は、国内出願の審査についての法定手数料の納付を条件として、共同体商標規則(法典編集版)第 112 条から第 114 条までの規定に従って国内商標出願に変更することができる。

第 68 条

(1) ルーマニアで登録された先の商標又はルーマニアで効力を有する国際登録に従うことを条件とする先の商標の所有者であって、先の商標の登録対象である商品及びサービス又はその商品及びサービスの一覧に含まれるものと同じの商品及びサービスに関して、共同体商標として登録されることを意図する同一の商標を出願する者は、共同体商標登録のために、ルーマニアにおける商標登録に関しての先の商標の先順位を主張することができる。

(2) 共同体商標の所有者であって、先の商標の登録対象である商品及びサービス又はその商品及びサービスの一覧に含まれるものと同じの商品及びサービスに関して、ルーマニアで登録された又はルーマニアで効力を有する国際登録に従うことを条件とする先の同一商標をも所有する者は、ルーマニアにおける先の商標の先順位を主張することができる。

第 69 条

第 91 条、第 92 条及び第 93 条から第 95 条までの規定は、共同体商標の所有者の権利侵害にも適用される。

第 70 条

(1) その使用が継続する 5 年間黙認されている後の登録国内商標に対する先の商標に基づく侵害訴訟は、国内商標の出願が善意でなされた場合は、不認容となる。

(2) この不認容は、使用が黙認された商品及びサービスに限定される。

第 71 条

共同体商標に関する争いは、共同体商標規則第 95 条(1)に規定する共同体商標裁判所の管轄権にある場合は、第 1 審裁判所としてのブカレスト裁判所に提起される。

第 XIII 章 地理的表示

第 72 条

- (1) 商品の地理的表示は、本法又はルーマニアを加盟国とする国際条約に従って、OSIM における登録によりルーマニアで保護され、その登録の対象である商品を製造し販売する者に限り使用可能である。
- (2) ルーマニアにより締結される二国間又は多国間協定に基づいて現在又は将来に保護される地理的表示は、本法に定める登録手続を条件とするものではない。
- (3) (2)にいう協定に基づいてルーマニアで認定される地理的表示の一覧は、OSIM によって地理的表示登録簿に登録され、工業所有権公報に公告される。

第 73 条

- (1) 地域における生産活動を推進する生産者組合は、出願に陳述する商品について、地理的表示の登録を OSIM に申請する権原を有する。
- (2) 地理的表示の登録は、OSIM に対し直接又は職業代理人を通じて申請することができ、所定の手数料の納付を条件とする。
- (3) 地理的表示の登録出願は、本法の施行規則に規定する要素を含まなければならない。
- (4) 出願日から 3 月以内に、OSIM は、出願及び第 75 条及び第 76 条に規定する条件の遵守について審査する。

第 74 条

- (1) 地理的表示の登録出願は、本法の施行規則に規定する条件に基づいて公告される。
- (2) 出願公告の 2 月以内に、関係人は、地理的表示の登録に対して異議申立することができる。
- (3) 地理的表示の登録に対する異議申立は、商標について定める規定に従って解決される。

第 75 条

OSIM は、地理的表示を登録し、中央専門政府機関又は該当する場合は出願人の本国の権限ある管轄当局が、次の事項を証明した後に、出願人に当該地理的表示を使用する権利を付与する。

- (a) 登録を求める地理的表示
- (b) 当該表示の下で販売することができる商品
- (c) 生産地域
- (d) 商品が有さなければならない特徴及び当該表示の下で販売されるために商品が遵守すべき製造条件

第 76 条

次の場合は、地理的表示は登録されない。

- (a) 地理的表示が第 3 条(g)の規定に従わない場合
- (b) 地理的表示が商品の一般名称である場合
- (c) 地理的表示が商品の性質、産地、製造方法及び品質について公衆を誤解させる虞がある

場合

(d) 地理的表示が公序良俗に反する場合

第77条

(1) 出願が法律の要件を満たす場合は、OSIMは、地理的表示の地理的表示登録簿における登録及び地理的表示の使用の権利の出願人への付与を決定する。

(2) 登録により取得された地理的表示使用の権利は、OSIMに伝達された一覧に記入された組合構成員に属する。

第78条

(1) 地理的表示は、その登録決定日から2月以内に地理的表示登録簿に登録される。

(2) 地理的表示登録簿への地理的表示の登録及び出願人にその使用権を与える地理的表示登録証の交付は、所定の手数料の納付を条件とする。

第79条

生産者組合のための地理的表示の登録は、第73条に基づいて要求される資格を有する他の組合のための同一表示の登録を妨げない。

第80条

(1) 地理的表示の保護期間は、OSIMにおける出願日から始まり無期限である。

(2) 地理的表示使用の権利は、10年の期間、出願人に付与され、当該権利が取得された条件が適用可能として維持される場合は、無制限に更新することができる。

(3) 更新の申請は所定の手数料の納付を条件とする。

第81条

一定の商品について地理的表示の使用を授権された者は、業としてそれを使用する権原を有するが、ただし、当該商品、営業書類、広告又は案内書に限るものとし、当該商品に「登録地理的表示」の用語を付すことができる。

第82条

(1) 地理的表示又はその模倣の使用は、たとえ真の商品産地が表示され又は「kind」、「type」、「imitation」その他同様の用語を伴っていても、無授権者に関しては禁止する。

(2) OSIMにより、ぶどう酒又は蒸留酒について地理的表示の使用を授権されている者は、たとえ真の商品産地が明記され又は地理的表示が翻訳表示されている若しくは「kind」、「type」その他同様の用語を伴っていても、当該地理的表示によって示唆される地域から産出しないぶどう酒又は蒸留酒に関しては、他人による当該表示の使用を禁止することができる。

第83条

中央専門政府機関は、職権で又は関係人の請求により、登録地理的表示に基づいて販売される商品の検証をすることができる。

第 84 条

地理的表示使用の権利は移転することができない。

第 85 条

(1) 地理的表示の保護期間の間、関係人は、地理的表示の登録が第 75 条及び第 76 条の規定に反してなされた場合は、登録の取消をブカレスト裁判所に申請することができる。

(2) 品質基準及び地理的表示が言及する地域の商品の特有の特徴を守らない場合は、中央専門政府機関又は他の関係人は、OSIM による登録地理的表示使用の授権者の権利を取り消すようブカレスト裁判所に申請することができる。

(3) ブカレスト裁判所の最終判決は、当該関係人により OSIM に伝達される。OSIM は、地理的表示登録簿から地理的表示を取り消し、当該取消を当該伝達から 2 月内に工業所有権公報に公告する。

第 XIV 章 商標及び地理的表示の権利防御

第 86 条

- (1) 商標登録出願及び地理的表示登録出願に関する OSIM の決定は、関係人が、伝達又は該当する場合は商標登録若しくは地理的表示登録の公告から 30 日以内に、所定手数料の納付を条件に、OSIM に審判請求することができる。
- (2) 商標登録簿における譲渡又はライセンスの登録に関する OSIM の決定は、関係人が、伝達又は該当する場合は公告から 30 日以内に、OSIM に審判請求することができる。
- (3) (1) 及び(2) の規定に従って提出された審判請求は、OSIM の審判部により解決されなければならない。

第 87 条

商標登録、更新又は登録簿の登録が、手続上の明らかな誤記を含む場合は、登録日又は場合により登録日から 2 月以内に、OSIM は登録、更新又は登録を合理的な方法で取り消すことができる。取消は、工業所有権公報に公告される。

第 88 条

- (1) 審判部の合理的な決定は、決定から 30 日以内に当事者に伝達され、伝達から 30 日以内にブカレスト裁判所に上訴することができる。ブカレスト裁判所の決定は、ブカレスト控訴院に控訴することができる。
- (2) 第 36 条、第 46 条、第 47 条、第 53 条、第 54 条、第 60 条及び第 85 条にいう事案の判決は、控訴することができる。

第 89 条

- (1) 司法機関の請求により、OSIM は、OSIM に提出された紛争の解決のために求められるすべての裁決、書類及び情報を同機関に提出するよう求められる。
- (2) 所有者は、商標に関するすべての紛争に召喚されなければならない。

第 90 条

- (1) 次の違法行為は、侵害を構成し 3 月から 2 年までの拘禁又は罰金に処される。
 - (a) 商標侵害
 - (b) 同一又は類似の商品について登録商標と同一又は類似の商標に基づく商品の販売
 - (c) 当該商品が地理的表示に基づく原産地から産出する旨を表示又は示唆する商品の販売であって、真の原産地とは異なるもの
- (2) 商標権の侵害とは、商標権者の同意なく、第三者が商業活動において標識を扱う又は使用することであって、その標識が次に該当する場合をいう。
 - (a) 標識が、商標登録の対象である商品又はサービスと同一の商品又はサービスについて商標と同一である場合
 - (b) 標識が、商標と同一若しくは類似で又は標識が付された商品又はサービスの商標登録の対象である商品又はサービスとの同一若しくは類似のために、商標と標識との間の関連を含め、公衆の間に混同の虞を生じる場合

(c) 標識が、商標登録の対象である商品又はサービスと相異なる商品又はサービスに関して、商標と同一又は類似であって、当該商標がルーマニアにおいて名声を有しており、正当な理由のない当該標識の使用が商標の識別性又は名声からの不公正な利益を利用して商標所有者を害する虞がある場合

(3) 販売とは、当該標識に基づく商品の販売申出、商品の市場への搬入又はそのような目的のための貯蔵又は当該標識に基づくサービスの提供及び当該標識に基づく輸出入又は通過での運輸を意味する。

(4) (1)にいう行為は、商標の公告日前になされた場合は、侵害を構成しない。

(5) (1) (a)の場合、当事者間の和解により刑事責任は免れる。

第 91 条

(1) 商標又は地理的表示に係る工業所有権者又は当該工業所有権者の同意を得て当該工業所有権を実施する者は、当該工業所有権が現在又は差迫った不法行為により回復不能な不利益を生じさせる虞があることを立証することで裁判所に予防措置の命令を求めることができる。

(2) 裁判所は次を命ずることができる。

a) 侵害の禁止又は一時的停止

b) 証拠保全のための適切な措置

工業所有権の行使に関する政府緊急令 (No. 100/2005 : 法 No. 280/2005 による修正及び以降の修正を含む) が適用される。

(3) 民事訴訟法の工業所有権分野における予防措置に関する規定が適用される。

(4) 予防措置命令は、第三者による権利の侵害に寄与する中間者にも命じられる。

第 92 条

有罪と認められた者は、第 90 条にいう行為の実施によって生じた被害について法律の一般規則に従って損害賠償金の支払を求められる。

第 93 条

(1) 司法機関は、原告にその者が侵害された又はその侵害が不可避であった権利の所有者であることを証明するために、自己の有する証拠を提供するよう求めることができる。

(2) 原告の主張を裏付けるために提出された証拠が、被告の所有になる場合は、司法機関は、情報の守秘義務に従うことを条件として、法律に従って証拠を提出するよう被告に命令することができる。

(3) 司法機関は、保護された商標又は保護された地理的表示に関する手続提起の濫用の結果として生じた損害賠償金を被告に支払うよう原告に命令することができる。

第 94 条

商標所有者又該当する場合は関係する中央専門政府機関は、司法機関に対し、商標が不法に付された商品の原産地及び販売経路に関する最近の情報並びに製造業者又は取引業者の特定及び製造、納入、受領又は発注された商品の数量に関する情報の提供を侵害人に請求するよう求めることができる。

第 95 条

商標及び地理的表示の権利の行使に係る税関当局は、法律に従って、財政管理のための国家機関に属する。

第 XV 章 国家発明商標庁の任務

第 96 条

OSIM は、中央政府の専門機関であって、本法に従って、商標及び地理的表示の保護の提供に関するルーマニア領域における唯一の当局である。

第 97 条

OSIM は、商標及び地理的表示の分野において次の任務を有する。

- (a) 商標登録出願を記録、審査及び公告すること
- (b) マドリッド協定又はマドリッド協定議定書に従って、世界知的所有権機関における登録商標又は登録出願された商標を審査すること
- (c) 地理的表示登録出願を記録及び公告し、これにルーマニア領域での保護を付与すること
- (d) 商標登録証を交付すること
- (e) 地理的表示登録証を交付し、その表示の使用の権利を付与すること
- (f) 商標登録簿及び地理的表示登録簿を作成し管理すること
- (g) 商標の優先権証明書を交付すること
- (h) 商標の登録の前に先行調査を実施すること
- (i) 商標及び地理的表示の国家集大成の管理、維持及び発展をはかり、当該分野のコンピュータデータベースを設立すること
- (j) 同等政府機関及び工業所有権地方機関との連携をはかり、専門国際組織においてルーマニアを代表すること
- (k) 商品の商標及び地理的表示に関する公式刊行物を発行し、対応する外国政府及び当該分野で機能する国際機関との刊行物の交流をはかること
- (l) 1989 年 2 月 11 日の欧州共同体公報 (OJEC)L40 に公布された、商標に関して加盟国の法律を近付けるための 1998 年 12 月 21 日の理事会第 1 命令 89/104/EEC を移入するために採択された国内規則について、欧州委員会に情報提供すること
- (m) 法律に規定する他の任務に当たること

第 XVI 章 経過及び最終規定

第 98 条

- (1) 本法施行日前に決定されていない商標登録出願は、本法の規定に服する。
- (2) 政府は、本法施行前に関連の施行規則を承認する。

第 99 条

- (1) 本法は、ルーマニア官報第 1 部における公布から 3 月以内に施行される。
- (2) 次の法律及び決定は同じ日に廃止される。
 - － 1967 年 12 月 29 日の官報 No. 114 に公布の商標及びサービスマークに関する法律 No. 28/1967
 - － 1968 年 1 月 27 日の官報 No. 8 に公布の、法律 No. 28/1967 の適用に関する閣僚会議命令 No. 77/1968
 - － 1968 年 5 月 17 日の官報 No. 66 に公布の、商標及びサービスマークに関する紛争解決委員会の構成、組織及び権能についての規則を承認するに閣僚会議命令 No. 1057/1968
 - － 1969 年 12 月 31 日の官報 No. 159 に公布の、発明、革新及び改善並びに商標及びサービスマークに関する法規違反について内容及び制裁を定義する閣僚会議命令 No. 2508/1969
 - － 本法に反するその他すべての規定